平成２５年（フ）第１２０４号
札幌市北区北27条西３丁目４番１号　エルドラド27―101号
債務者　元木　節子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０９号
札幌市中央区南９条西６丁目１番８―301号
債務者　尾崎　美紀（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１１号
札幌市白石区南郷通６丁目南３番12―302号、住民票上の住所札幌市白石区本通９丁目北４番５―603号
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１６号
札幌市西区山の手１条２丁目４番８号　ＨＴコーポ102号
債務者　吉田　安男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８２号
札幌市白石区栄通17丁目６番15号　セピエード17―101号
債務者　小野田大輔
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９５号
札幌市豊平区平岸４条９丁目４番４号　セゾンプラザ302号
債務者　葛巻明日香
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
北海道士別市東４条北８丁目１番地　北部団地Ａ205
債務者　今野　英樹
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第２８８号
神奈川県厚木市下川入110番地17　三田ハイツ101
債務者　齊藤　憲子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０３号
相模原市緑区大島3330番地９　グランドクローバー108
債務者　長谷　純子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１１号
相模原市南区東林間３丁目10番２号　ラセーヌ東林間Ｂ202
債務者　松永　玲子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１５号
相模原市中央区矢部１丁目３番15―604号
債務者　伊藤　英保
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１９号
相模原市南区下溝1073番地　小林マンション302
債務者　稲垣　潤子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２３号
相模原市南区麻溝台８丁目25番34号　コーポヨネ110
債務者　吉田すみい
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７２号
岐阜県多治見市幸町７丁目24番地の24
債務者　松崎　由美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４６９号
堺市北区新金岡町３丁５番12―109号
債務者　森里佳こと　森　　加帆
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６１号
堺市北区中長尾町２丁１番27号ヤマシナハイツ205号、前住所堺市北区中長尾町２丁１番27号ヤマシナハイツ101号
債務者　居酒屋能登路こと　渡　　洋
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
香川県観音寺市柞田町丙1280番地
債務者　平木　英治
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで　高松地方裁判所観音寺支部